

⇒ 研究ノート ⇐

統一的な基準による地方公会計財務分析指標を用いた地方財政状況[†]鷲見英司[‡]

1. はじめに

2015年1月の「統一的な基準による地方公会計マニュアル」の公表と、総務大臣通知（「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」）によって、すべての地方自治体は、原則として2015年度から2017年度までの3年間で、統一的な基準による固定資産台帳整備と財務書類を作成することが要請された。統一的な基準による財務書類の作成には、発生主義・複式簿記の導入、固定資産台帳の整備、比較可能性の確保が期待された。発生主義・複式簿記の導入については、これまでの総務省改訂モデルでは、決算データを活用して財務書類が作成されていたのに対して、発生の都度または期末一括で複式による仕訳がなされることになった。固定資産台帳の整備については、総務省改訂モデルでは、固定資産台帳の整備が前提とされていなかったのに対して、固定資産台帳の整備を前提とすることで様々なマネジメントにも活用可能となった。さらに、比較可能性に確保については、基準モデルや総務省改訂モデルあるいは東京都方式などの各自治体モデルといった複数方式がこれまで存在しており、自治体間の比較が困難であったが、統一的な基準の導入によって比較可能性が確保されることとなった。

2018年に総務省が実施した「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査」によれば、2017年度末時点で2016年度決算に係る一般会計等財務書類は、都道府県の76.6%、市区町村の82.1%で作成済みであったものの、その公表は、自治体単位で個別に行われ、公表の方法も統一されていなかったため、自治体間の比較が著しく困難であった。しかし、2019年3月末に総務省のウェブサイト「平成28年度統一的な基準による財務書類に関する情報（平成31年3月29日）」が公表されたことによって、2016年度のみ単年度であるが、財務分析指標を用いた自治体間の比較分析が可能となった。そこで、本稿は2016年度決算において、統一的な基準による一般会計等財務書類を公表した道府県と市町村を対象として、財務分析指標から見た財政状況を明らかにすることを目的とする。

本稿の構成は以下の通りである。第2節では、2019年に改訂・公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル（令和元年8月改訂）」（以下、「地方公会計マニュアル」）に基づいて、

[†] 本研究は JSPS 科研費 18K01646 の助成を受けたものである。

[‡] 新潟大学経済学部准教授

統一的な基準による財務書類から得られる財務分析指標を概説する。第3節では、2016年度の財務分析指標から見た道府県別，都市別，町村別の一般会計等の財政状況を明らかにする。

2. 財務分析指標

統一的な基準による財務書類は、「貸借対照表 (Balance Sheet : BS)」、 「行政コスト計算書 (Profit and Loss statement : PL)」、 「純資産変動計算書 (Net Worth statement : NW)」及び「資金収支計算書 (Cash Flow statement : CF)」の4表¹とこれらに関連する事項の附属明細書で構成されており、「貸借対照表」は会計年度末における資産及び負債の状況、「行政コスト計算書」は業務実施に伴い発生した費用、「純資産変動計算書」は貸借対照表の純資産の変動要因、「資金収支計算書」は資金の流れを区分別に明らかにするものである。

「新地方公会計マニュアル」では、指標による分析の「分析の視点」として、図表1に示した通り、(1)資産の状況，(2)資産と負債の比率，(3)負債の状況，(4)行政コストの状況及び(5)受益者負担の状況の5つを挙げている。

図表1 統一的な基準による財務書類の分析の視点と主な財務分析指標

	分析の視点	住民等のニーズ	主な財務分析指標	財務書類
1	資産の状況	将来世代に残る資産はどれくらいあるか	住民一人当たり資産額 有形固定資産の行政目的別割合 歳入額対資産比率 有形固定資産減価償却率	BS BS BS BS
2	資産と負債の比率	将来世代と現世代との負担の分担は適切か	純資産比率 将来世代負担比率	BS BS
3	負債の状況	財政に持続可能性があるか(どのくらい借金があるか)	住民一人当たり負債額 基礎的財政収支 債務償還可能年数(参考)	BS CF 決、健
4	行政コストの状況	行政サービスは効率的に提供されているか	住民一人当たり行政コスト 性質別・行政目的別行政コスト	PL PL
5	受益者負担の状況	歳入はどのくらい税金等で賄われているか(受益者負担の水準はどのくらいになっているか)	受益者負担の割合	CF
6	弾力性	資産形成を行う余裕はどのくらいあるか	行政コスト対税収等比率	PL, NW

注：1. 財務書類欄のうち、「決」は決算統計、「健」は健全化判断比率からの情報であることを示す。
2. 「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)」、「統一的な基準による地方公会計マニュアル(平成27年1月23日)」より作成。

¹ または4表のうち「行政コスト計算書」と「純資産変動計算書」を結合した3表としている。

さらに、2015年1月に公表された「統一的な基準による地方公会計マニュアル（平成27年1月23日）」では、「分析の視点」の中に、資産形成の余裕度を示す「弾力性」とその指標として、行政コスト対税収等比率が挙げられていたため、ここでは(6)弾力性を追加している。

また、「新地方公会計マニュアル」では、財務書類から得られる指標として、主な財務分析指標が示されており、これらの類似団体比較や経年比較によって、当該自治体の財政状況の特徴や傾向を把握することが期待されている。以下では、6つの「分析の視点」とそれぞれの財務分析指標について概説する。

(1) 資産の状況（資産形成度）

資産形成度は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表すものである。これまでの決算統計では、資産形成度を表す指標が存在しないため、資産形成度に関する指標は財務書類を作成することによって初めて得られるものである²。

貸借対照表は、資産の部において地方自治体が保有する資産情報を一覧表示したものであり、これを「住民一人当たり資産額」、「有形固定資産の行政目的別割合」、「歳入額対資産比率」及び「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」といった指標を用いてさらに分析することにより、住民等に対して新たな情報を提供するものといえる。

「住民一人当たり資産額」

資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民個人にとってわかりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になる。

$$\text{住民一人当たり資産額（円）} = \text{資産合計額} / \text{住民基本台帳人口}$$

「有形固定資産の行政目的別割合」

有形固定資産の行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、教育等）の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成のウェイトの把握が可能となる。これを経年比較することにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握できる。

有形固定資産の行政目的別割合（％）

$$= \text{行政目的別有形固定資産} / \text{有形固定資産合計}$$

² 資産に関する情報はこれまで歳入歳出決算に添付される「財産に関する調書」において、公有財産（土地、建物、山林、動産、物権、無体財産権、有価証券及び出資による権利）、物品、債権及び基金の情報が提供されてきた。しかし、土地、建物及び山林は金額ではなく、地積や面積で測定されるなど、地方自治体の保有資産の価値に関する情報を得ることはできなかった。

「歳入額対資産比率」

当該年度の歳入総額に対する資産合計額の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年分に相当するかを表し、地方自治体の資産形成度を測ることができる。

$$\text{歳入額対資産比率(年)} = \text{資産合計額} / \text{歳入総額}$$

「有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)」

有形固定資産のうち、償却資産の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができる。さらに、固定資産台帳等を活用すれば、行政目的別や施設別資産の老朽化度も算出することができる。

$$\text{有形固定資産減価償却率(\%)} = \text{減価償却累計額} / (\text{有形固定資産} - \text{非償却資産} + \text{減価償却累計額})$$

ただし、減価償却累計額の算定には耐用年数省令に規定される耐用年数の使用を原則としているため、資産の長寿命化対策を行った場合にはそれが反映されていないことに留意が必要である。

(2) 資産と負債の比率(世代間公平性)

世代間公平性は、「将来世代と現世代との負担の分担は適切か」といった住民等の関心に基づくものである。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものである。世代間公平性を表す指標としては、「純資産比率」や「将来世代負担比率(社会资本等形成の世代間負担比率)」が分析指標として挙げられる。

ただし、わが国の地方財政においては、原則として建設公債主義の立場をとっており、地方債の償還年限は公共施設等の耐用年数を超えないこととされている(地方財政法第5条及び第5条の2)ため、基本的には受益と負担のバランスや地方自治体の財政規律が一定程度確保されるように制度設計されている。また、地方債の償還財源には地方交付税措置が講じられているものがあるため、世代間公平性の各指標が直接当該自治体における住民負担の大きさを表すものではないことにも留意が必要である。

「純資産比率」

地方自治体は、地方債発行を通じて、将来世代と現世代の負担配分を行うことができるため、純資産の変動は、両世代間で負担の割合が変動したことを意味している。たとえば、純資産の

減少は、現世代が将来世代にとっても利用可能であった資源を費やして便益を享受する一方で、将来世代に負担が先送りされたことを意味する。反対に、純資産の増加は、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味すると捉えることもできる。

$$\text{純資産比率（％）} = \text{純資産額} / \text{資産合計額}$$

「将来世代負担比率（社会資本等形成の世代間負担比率）」

社会資本等について、将来の償還等が必要な負債による形成割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の大きさを把握することができる。

$$\text{将来世代負担比率（％）} = \text{地方債残高} / \text{有形・無形固定資産合計額}$$

ここで、有形固定資産とは、事業用資産、インフラ資産、物品の合計であり、無形固定資産とはソフトウェアなどの資産である。

(3) 負債の状況（持続可能性）

負債の状況（持続可能性）は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」という住民等の関心に基づくものである。これは、健全化判断比率によっても分析可能であるが、財務書類も有用な情報を提供することができる。具体的には、貸借対照表において、地方債現在高や債務負担行為額だけでなく、退職手当引当金や未払金など、発生主義により全ての負債を捉えることが可能である。財政の持続可能性に関する指標としては、住民一人当たり負債額、基礎的財政収支（プライマリーバランス）や債務償還可能年数が挙げられる。

「住民一人当たり負債額」

負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民個人にとってわかりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易となる。

$$\text{住民一人当たり負債額（円）} = \text{負債合計額} / \text{住民基本台帳人口}$$

「基礎的財政収支（プライマリーバランス）」

地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標であり、資金収支計算書上の業務活動収支（支払利息支出を除く）及び投資活動収支（基金積立支出及び基金取崩収入除く）の合算額で算出される。基礎的財政収支均衡は、経済成長率が長期金利を下回らない限り、経済規模に対する負債比率が増加せず、持続可能な財政運営で

あるといえる。

基礎的財政収支(円)

$$= \text{業務活動収支(支払利息支出除く)} \\ + \text{投資活動収支(基金積立支出及び基金取崩収入除く)}$$

自治体が公共施設等の老朽化対策を実施した場合には、投資活動収支が赤字になる結果、基礎的財政収支が赤字になることもあり得るため、単に黒字が評価されるわけではない。また、業務活動収支に臨時財政対策債発行可能額や減収補填債特例分発行額を加えた基礎的財政収支も参考指標として活用することも可能である。

「債務償還可能年数」

債務償還可能年数は、実質債務(地方債残高等から充当可能基金等を控除した実質的な債務)が償還財源の何年分かを示す指標であり、具体的には経常的な業務活動の黒字分を債務の償還に充当した場合に、何年で現在の債務を償還できるかを表す理論値である。債務償還能力は、債務償還可能年数が短いほど高く、長いほど低いといえる。ただし、償還財源を資金収支計算書の業務活動収支の黒字額とする場合には、業務支出の中には所有外資産への支出が含まれるために、業務活動収支の黒字額が極端に小さいか赤字になることで、償還可能年数が極端に長くなるか、算出不可能になるといった課題がある。そのため当面は、決算統計の経常一般財源等と経常経費充当一般財源等の収支を償還財源として用いることとされ、参考指標とされている。

債務償還可能年数(年)

$$= (\text{将来負担額} - \text{充当可能財源}) \\ \div (\text{経常一般財源等} - \text{経常経費充当一般財源等})$$

ここで、分子の将来負担額と充当可能財源は、将来負担比率の分子に用いられる指標である。

(4) 行政コストの状況

行政コストの状況は、「行政サービスに係るコストはどのようになっているか」といった住民等の関心に基づくものである。行政コスト計算書は地方自治体の行政活動に係る人件費や物件費等の費用を発生主義に基づきフルコストで表すものであり、行財政の効率化を目指す際に不可欠な情報を提供するものである。これには、「住民一人当たり行政コスト」や「性別別・行政目的別行政コスト」といった指標が用いられる。

「住民一人当たり行政コスト」

行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストを算出できる。

ただし、行政コストに着目することは有益であるが、自治体の人口や面積、行政権能等により異なるため、類似団体との比較が望ましい。また、類似団体と比較する場合、コスト発生要因として、臨時的に発生するものではなく、経常的に発生するものに着目することも有用である。したがって、「住民一人当たり経常行政コスト」が用いられる。

$$\text{住民一人当たり行政コスト(円)} = \text{純行政コスト} / \text{住民基本台帳人口}$$

$$\text{住民一人当たり経常行政コスト(円)} = \text{純経常行政コスト} / \text{住民基本台帳人口}$$

ここで、純行政コストは、純経常行政コストに臨時に発生する損失と利益を加味したものである。純経常行政コストは、地方自治体の活動のために経常的に発生する人件費、物件費、移転費用（補助金等）などの費用から、使用料や手数料等の受益者負担収益を差し引いたものである。

「性質別・行政目的別行政コスト」

行政コスト計算書では、性質別（人件費、物件費等）の行政コストが計上されており、また、附属明細書では、行政目的別（生活インフラ・国土保全、福祉、環境衛生、教育等）の行政コストが計上されるため、これらを経年比較することにより、行政コストの増減項目の分析が可能となる。

なお、性質別・行政目的別行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり性質別・行政目的別行政コストとすることにより、類似団体との比較を通じて、当該自治体の効率性の評価が可能となる。

(5) 受益者負担の状況

受益者負担の状況は、「歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどのようになっているか）」といった住民等の関心に基づくものである。行政コスト計算書において、使用料・手数料などの受益者負担の割合を算出できるため、これを受益者負担水準の適正さの判断指標として用いることができる。

「受益者負担比率」

行政コスト計算書の経常収益は、行政サービスに係る受益者負担（使用料・手数料など）の金額を示すものであり、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの供給に対する受益者負担の割合を算出することができる。

地方自治体の行政サービス全体の受益者負担の割合を経年比較したり、類似団体比較したりすることにより、当該自治体の受益者負担の特徴を把握することができる。また、これを事業別・施設別に算出することで、受益者負担の割合を詳細に分析することもできる。

$$\text{受益者負担比率 (\%)} = \text{経常収益} / \text{経常費用}$$

(6) 弾力性

弾力性は、「資産形成等を行う余裕はどのくらいあるか」といった住民等の関心に基づくものである。財政構造の弾力性の評価には経常収支比率が用いられているが、行政コスト対税収等比率は、自治体にとって、インフラ資産の形成や施設の建設といった資産形成を行う財源的余裕度がどれだけあるかを示すものといえる。

「行政コスト対税収等比率」

純資産変動計算書から得られる税収等（地方税，地方交付税，地方譲与税等）の一般財源等に対する，行政コスト計算書から得られる純経常行政コストの比率を算出することによって，当該年度の税収等のうち，どれだけが資産形成を伴わない行政コストに費消されたのかを把握することができる。この比率が100%に近づくほど資産形成の余裕度が低いといえる。さらに100%を上回ると，過去から蓄積された資産が取り崩されたか，あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（もしくはその両方）を表す。

$$\text{行政コスト対税収等比率 (\%)} = \text{純経常行政コスト} / \text{税収等}$$

3. 財務分析指標の状況

3-1. 財務分析指標の分布

ここでは，統一的な基準による一般会計等財務書類³を公表した道府県，市町村を対象として，(1)資産の状況，(2)資産と負債の比率，(3)負債の状況，(4)行政コストの状況，(5)受益者負担の状況及び(6)弾力性の6つの視点から，2016年度の財務分析指標から見た財政状況を明らかにする。道府県・政令市・中核市・特例市，一般市及び町村の財務分析指標の記述統計は，図表12から図表14に示すとおりである。

³ 「一般会計等財務書類」のほかに，地方公営事業会計を連結した「全体財務書類」とさらに一部事務組合や広域連合，第三セクター等を連結した「連結財務書類」が公表されているが，一部の自治体で，これらの財務書類が公表されないため，本稿では「一般会計等」のみを対象とした。

(1) 資産の状況

「住民一人当たり資産額」

図表2には、道府県、都市及び町村の住民一人当たり資産額の分布を示している。道府県は50-150万円までで65%程度が分布しており、他方、町村は1000万円超まで広く分布して、1000万円超が10%あることが特徴である。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

統一的な基準による一般会計等財務書類を公表した39道府県の住民一人当たり資産額の平均値は145.8万円で、レンジは65.4万円(千葉県)から254.5万円(鳥根県)であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市は20市すべてで統一的な基準による一般会計等財務書類を公表しており、住民一人当たり資産額の平均値は217.0万円で、レンジは112.6万円(熊本市)から581.7万円(大阪市)であった。47中核市の平均値は149.6万円で、レンジは91.3万円(越谷市)から250.0万円(西宮市)であった。34特例市の平均値は139.3万円で、レンジは85.4万円(茅ヶ崎市)から225.0万円(平塚市)であった。

3) 一般市

人口5万人未満の240都市の住民一人当たり資産額の平均値は251.3万円で、レンジは72.1万円(大網白里市)から1375.0万円(にかほ市)であった。人口5-10万人の245都市の平均値は175.1万円で、レンジは47.5万円(八街市)から622.7万円(南砺市)であった。人口10-15万人の94都市の平均値は151.2万円で、レンジは50.5万円(小金井市)から396.7万円(石巻市)であった。人口15万人以上の51都市の平均値は159.1万円で、レンジは79.3万円(小山市)から372.3万円(松坂市)であった。一般市の住民一人当たり資産額は、小規模都市ほど同一区分内のバラツキが大きい傾向がある。平均値は人口規模の拡大とも小さくなる傾向が確認される。

4) 町村

人口0.5万人未満の232町村の住民一人当たり資産額の平均値は906.4万円で、レンジは147.5万円(鳥取県日吉津村)から9434.6万円(鹿児島県十島村)であった。人口0.5-1万人の200町村の平均値は416.5万円で、レンジは93.4万円(埼玉県長瀨町)から2023.9万円(宮崎県美郷町)であった。人口1-1.5万人の129町村の平均値は287.9万円で、レンジは76.4万円(青森県板柳町)から2425.3万円(神奈川県箱根町)であった。人口1.5-2万人の104町村の平均値は233.2万円で、レンジは74.9万円(千葉県九十九里町)から863.1万円(岩手県山田町)であった。人口2万人以上の139町村の平均値は163.8万円で、レンジは53.0万円(岐阜県笠松町)から640.9万円(北海道美幌町)であった。町村の住民一人当たり資産額は小規模町村ほどバラツキが大きい傾向がある。平均値は人口1万人未満の町村で極端に大きいのが、人口規模の拡大とともに小さくなる傾向がある。

「歳入額対資産比率」

図表3には、道府県、都市及び町村の歳入額対資産比率の分布を示している。道府県は2-3年に70%弱が集中しているのに対して、都市と町村の分布のピークは3-4年である。都市と町村（特に町村）のほうがこれまで歳入に対してより多くの資産を形成してきたことがわかる。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の歳入額対資産比率の平均値は2.7年で、レンジは1.6年（宮城県）から4.3年（山口県、長崎県）であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の歳入額対資産比率の平均値は4.3年で、レンジは2.2年（熊本市）から7.8年（大阪市）であった。中核市の平均値は3.7年で、レンジは2.0年（函館市）から7.2年（西宮市）であった。特例市の平均値は3.8年で、レンジは2.4年（水戸市、岸和田市、寝屋川）から6.9年（平塚市）であった。歳入額対資産比率の平均値は道府県が2.7年であったのに対して、政令指定都市、中核市、特例市はそれぞれ4年前後であり、また都市間の差は小さい。

3) 一般市

人口5万人未満の都市の歳入額対資産比率の平均値は4.1年で、レンジは1.4年（阿久根市）から23.2年（にかほ市）であった。人口5-10万人の都市の平均値は3.9年で、レンジは1.5年（八街市）から9.7年（むつ市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は3.7年で、レンジは1.4年（小金井市）から7.9年（刈谷市、小牧市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は4.3年で、レンジは2.2年（小山市）から10.1年（上尾市）であった。一般市の歳入額対資産比率の平均値は人口規模に関係なく4年前後であり、都市間のバラツキは小さい。

6) 町村

人口0.5万人未満の町村の歳入額対資産比率の平均値は5.1年で、レンジは1.4年（山形県鮭川村）から19.5年（北海道様似町）であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は4.5年で、レンジは1.0年（佐賀県上峰町）から14.0年（宮崎県美郷町）であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は4.3年で、レンジは1.6年（熊本県南阿蘇村）から29.2年（神奈川県箱根町）であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は4.1年で、レンジは1.6年（秋田県羽後町）から11.1年（石川県中能登町）であった。人口2万人以上の町村の平均値は3.9年で、レンジは0.9年（岐阜県笠松町）から11.4年（北海道美幌町）であった。町村の歳入額対資産比率の平均値は小規模町村ほど長く、5000人未満で5年を超えるが、人口規模の拡大とともに低下する傾向が確認される。

「有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）」

図表4には、道府県、都市及び町村の有形固定資産減価償却率の分布を示している。道府県は、40-60%の範囲に75%程度が分布しているのに対して、都市と町村は50-70%の範囲に分布が集中しており、都市と町村のほうが相対的に有形固定資産の償却が進んでおり、更新投資等

の必要性が高いといえる。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の有形固定資産減価償却率の平均値は55.1%で、レンジは35.4%（奈良県）から74.5%（島根県）であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市⁴

政令市の有形固定資産減価償却率の平均値は61.5%で、レンジは53.0%（大阪市）から68.3%（堺市）であった。中核市の平均値は59.7%で、レンジは41.4%（那覇市）から78.6%（枚方市）であった。特例市の平均値は57.9%で、レンジは45.0%（長岡市）から72.0%（宝塚市）であった。政令指定都市、中核市、特例市の有形固定資産減価償却率の平均値は60%前後であり、都市間の差は小さい。

3) 一般市

人口5万人未満の都市の有形固定資産減価償却率の平均値は58.4%で、レンジは24.0%（庄原市）から89.7%（淡路市）であった。人口5-10万人の都市の平均値は58.1%で、レンジは33.0%（山鹿市）から81.5%（八潮市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は58.8%で、レンジは31.7%（浦添市）から81.6%（江別市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は56.7%で、レンジは31.8%（町田市）から73.8%（大垣市）であった。一般市の有形固定資産減価償却率の平均値は50%台後半であり、都市間の人口規模の差は小さい。

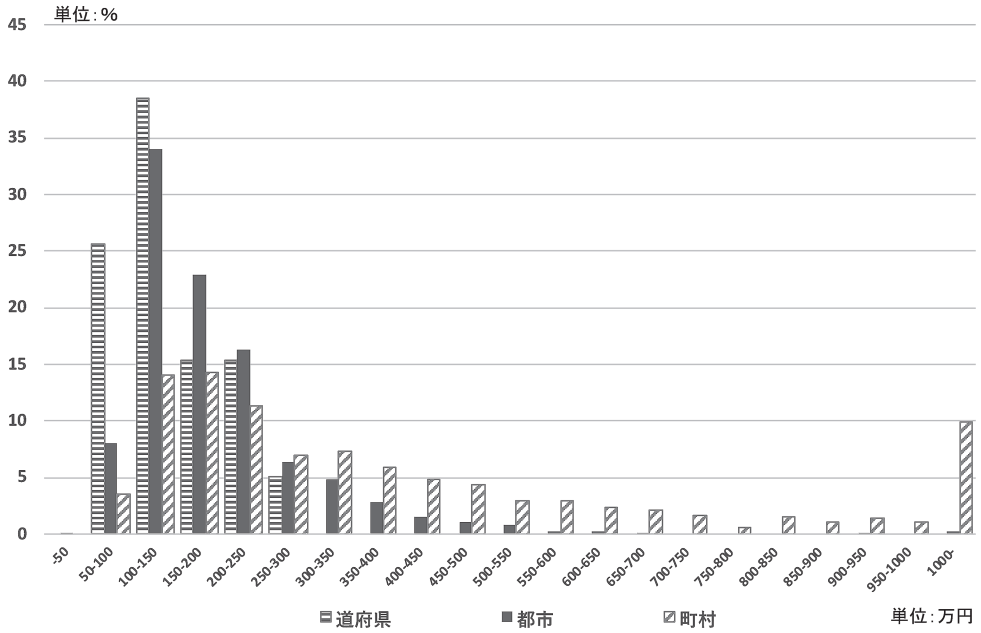
4) 町村

人口0.5万人未満の町村の有形固定資産減価償却率の平均値は57.7%で、レンジは26.6%（沖縄県伊江村）から86.0%（高知県北川村⁵）であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は59.0%で、レンジは25.0%（宮崎県美郷町）から87.4%（長野県信濃町）であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は59.2%で、レンジは34.5%（兵庫県神河町）から82.9%（青森県板柳町）であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は58.9%で、レンジは34.0%（宮崎県国富町）から89.0%（青森県七戸町）であった。人口2万人以上の町村の平均値は57.9%で、レンジは41.2%（熊本県菊陽町）から84.5%（岐阜県笠松町）であった。町村の有形固定資産減価償却率の平均値は60%弱であり、町村間の人口規模の差は小さい。

⁴ ただし、高知市の公表値は6.5%となっていたが、実際には高知市の一般会計等貸借対照表の内容に関する明細（付属明細書）を用いて算出すると62.5%になった。同様に、福島県広野町、柏原市及び西之表市は、有形固定資産減価償却率が10%で未満であったため、各自治体の財政状況資料集等で確認したところ、柏原市は30%超、それ以外は50%超であった。さらに、北海道余市町と北海道厚岸町についても、公表値がそれぞれ25.0%と18.8%であったが、財政状況資料集等では共に50%超であった。これらの自治体以外にも有形固定資産減価償却率の算出方法が異なる自治体があると考えられるが、正確な数値を得るには、算出方法の統一や総務省によるデータの改善を待たなければならない。

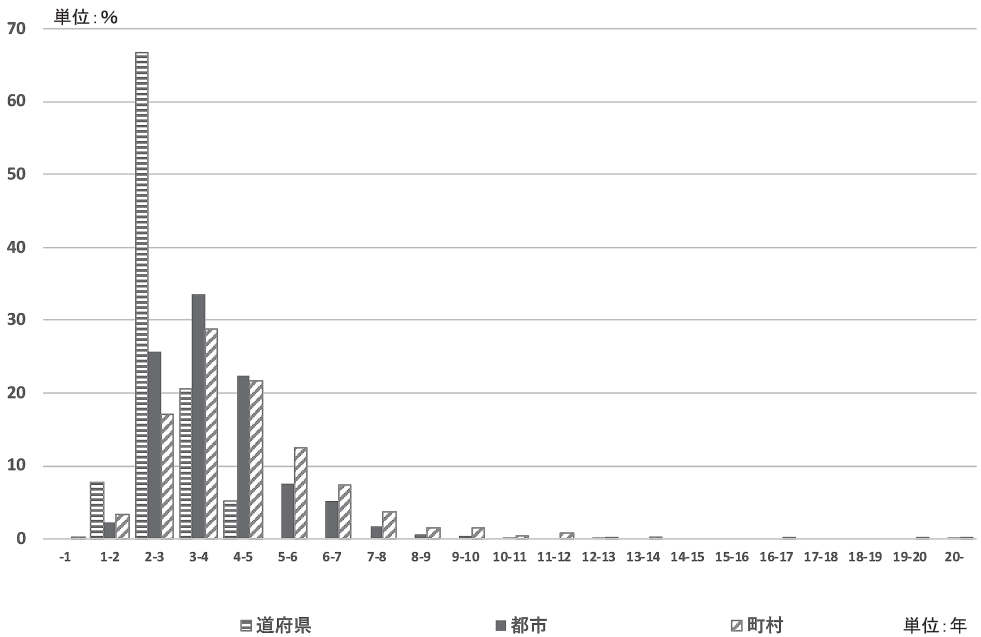
⁵ 高知県北川村の有形固定資産減価償却率については、注6を参照。

図表2 住民一人当たり資産額の分布



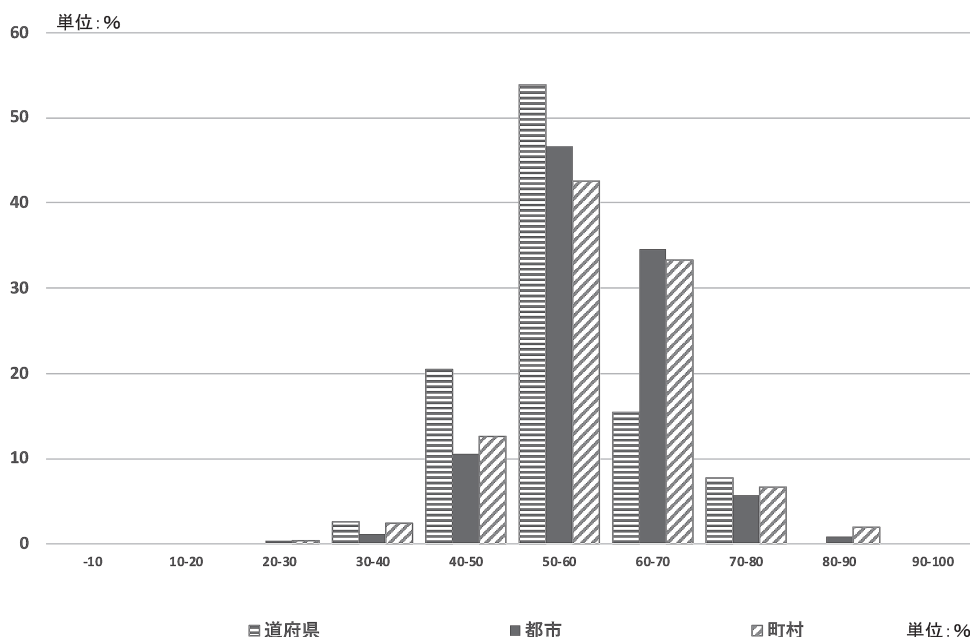
注: 道府県: N = 39, 都市: N = 731, 町村: N = 804。総務省 (2018a) より作成。

図表3 歳入額対資産比率の分布



注: 道府県: N = 39, 都市: N = 731, 町村: N = 804。総務省 (2018a) より作成。

図表4 有形固定資産減価償却率の分布



注：道府県：N=39，都市：N=731，町村：N=804。総務省（2018a）より作成。

(2) 資産と負債の比率（世代間公平性）

「純資産比率」

図表5には、道府県、都市及び町村の純資産比率の分布を示している。道府県は、10%未満に30%程度が分布しているのに対して、都市と町村は70-80%に分布が集中しており、都市と町村のほうが資産形成における負債への依存が低い。町村では、その5%程度が90-100%に分布しており、将来世代の負担の割合が極めて小さい自治体が存在する。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の純資産比率の平均値は24.2%で、レンジは2.5%(埼玉県, 滋賀県)から65.7%(沖縄県)であり、道府県間のバラツキが大きい。埼玉県や滋賀県の純資産率が極端に低い要因には、国が保有しながら管理は県が行う1級河川や国道などの所有外資産の存在がある。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の純資産比率の平均値は59.9%で、レンジは36.8%(広島市)から83.4%(相模原市)であった。中核市の平均値は68.4%で、レンジは42.4%(函館市)から91.2%(高槻市)であった。特例市の平均値は71.4%で、レンジは52.5%(岸和田市)から88.1%(平塚市)であった。道府県と異なって、都市間のバラツキは小さい。

3) 一般市

人口5万人未満の都市の純資産比率の平均値は67.5%で、レンジは23.8%（宮津市）から95.8%（御前崎市）であった。人口5-10万人の都市の平均値は69.5%で、レンジは22.0%（五所川原市）から95.6%（福生市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は68.8%で、レンジは36.9%（泉佐野市）から97.1%（刈谷市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は72.3%で、レンジは41.9%（釧路市）から94.5%（安城市）であった。

4) 町村

人口0.5万人未満の町村の純資産比率の平均値は76.7%で、レンジは41.2%（青森県今別町）から99.6%（新潟県刈羽村）であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は73.0%で、レンジは41.2%（鹿児島県東串良町）から98.3%（佐賀県玄海町）であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は71.9%で、レンジは23.8%（鹿児島県長島町）から97.8%（三重県川越町）であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は70.2%で、レンジは19.9%（千葉県九十九里町）から95.0%（徳島県松茂町）であった。人口2万人以上の町村の平均値は72.1%で、レンジは37.8%（岐阜県笠松町）から94.4%（静岡県長泉町）であった。純資産比率の上位には財政が豊かで地方債への依存が低い町村が名を連ねている。

「将来世代負担比率（社会資本等形成の世代間負担比率）」

図表6には、道府県、都市及び町村の将来世代負担比率の分布を示している。道府県は、60-80%の範囲に50%程度が分布しているのに対して、都市は20-40%に70%程度、町村は10-30%に75%程度が分布しており、都市と町村のほうが資産形成における将来世代の負担の割合が低い。純資産比率とは逆の関係がみられる。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の将来世代負担比率の平均値は48.1%で、レンジは12.8%（沖縄県）から71.9%（埼玉県）であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の将来世代負担比率の平均値は28.7%で、レンジは8.1%（相模原市）から54.2%（仙台市）であった。政令市間でのバラツキが大きいが特徴である。中核市の平均値は18.3%で、レンジは3.7%（高槻市）から36.3%（函館市）であった。特例市の平均値は14.5%で、レンジは4.5%（所沢市）から24.7%（明石市、鳥取市）であった。

3) 一般市

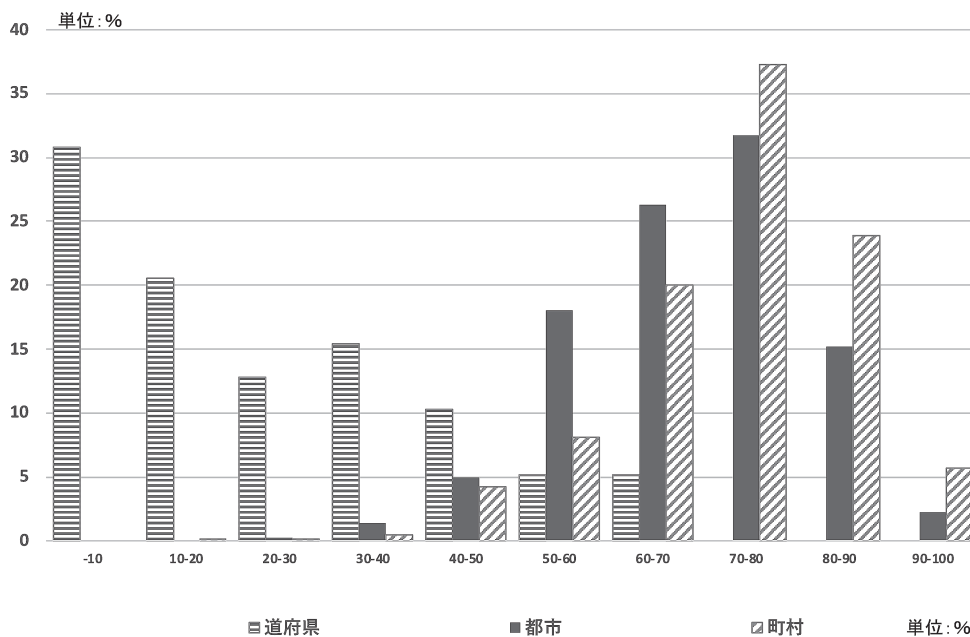
人口5万人未満の都市の将来世代負担比率の平均値は20.7%で、レンジは1.9%（御前崎市）から59.3%（阿久根市）であった。人口5-10万人の都市の平均値は16.7%で、レンジは1.1%（福生市）から64.6%（五所川原市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は16.8%で、レンジは1.1%（刈谷市）から47.9%（泉佐野市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は14.1%で、レンジは3.4%

(佐倉市, 安城市) から40.4% (鉦路市) であった。

4) 町村

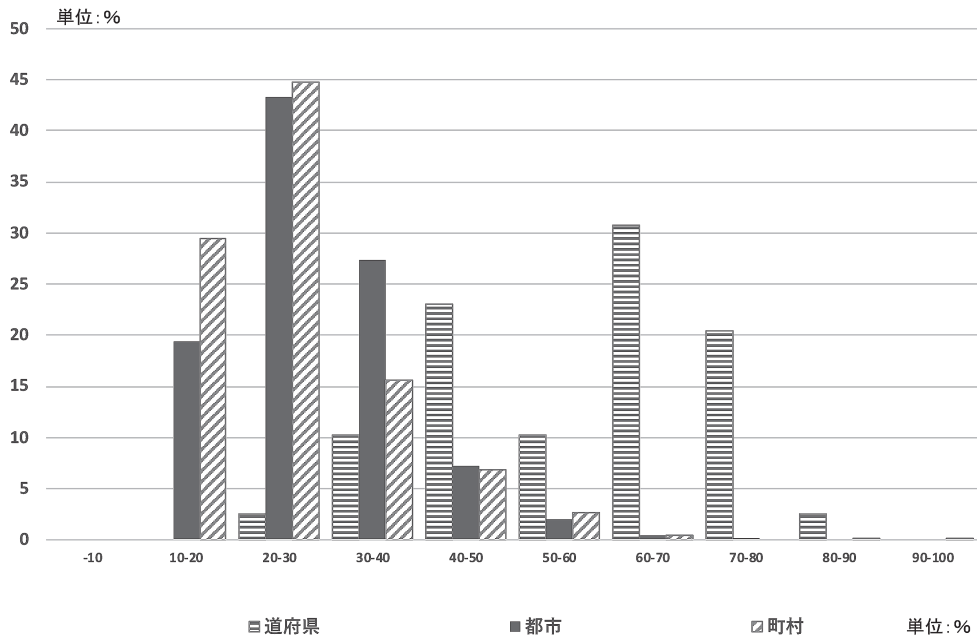
人口0.5万人未満の町村の将来世代負担比率の平均値は16.4%で、レンジは0.0% (福島県大熊町, 新潟県刈羽村) から55.1%(奈良県天川村)であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は16.9%で、レンジは0.1% (佐賀県玄海町) から55.7% (福岡県大任町) であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は16.2%で、レンジは1.5% (三重県川越町) から80.8% (鹿児島県長島町) であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は16.9%で、レンジは2.2% (愛知県豊山町) から73.1% (千葉県九十九里町) であった。人口2万人以上の町村の平均値は14.0%で、レンジは0.8% (愛知県大治町) から44.2% (沖縄県八重瀬町) であった。将来世代負担比率は、同一人口区分においても町村間のバラツキは相対的に大きい傾向がある。

図表 5 純資産比率の分布



注：道府県：N=39, 都市：N=731, 町村：N=804。総務省 (2018a) より作成。

図表6 将来世代負担比率の分布



注：道府県：N=39，都市：N=731，町村：N=804。総務省（2018a）より作成。

(3) 負債の状況（持続可能性）

「住民一人当たり負債額」

図表7には、道府県、都市及び町村の住民一人当たり負債額の分布を示している。道府県は、80-110万円の範囲に55%程度が分布しているのに対して、都市は30-60万円に50%超が分布している。町村は80万円未満に55%程度が分布している一方で、200万円超でも8%程度が分布している。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の住民一人当たり負債額の平均値は102.2万円で、レンジは56.0万円（沖縄県）から164.6万円（島根県）であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の住民一人当たり負債額の平均値は79.7万円で、レンジは39.9万円（浜松市）から124.0万円（大阪市）であった。中核市の平均値は44.8万円で、レンジは17.7万円（高槻市）から68.5万円（長崎市）であった。特例市の平均値は38.3万円で、レンジは20.3万円（吹田市）から70.1万円（上越市）であった。

3) 一般市

人口5万人未満の都市の住民一人当たり負債額の平均値は70.7万円で、レンジは12.7万円（御前崎市）から160.0万円（歌志内市）であった。人口5-10万人の都市の平均値は48.8万円で、レンジは14.7万円（大府市、日進市）から121.6万円（広島県三次市）であった。人口10-15万人の都

市の平均値は42.9万円で、レンジは9.8万円(刈谷市)から91.1万円(北見市)であった。人口15万人以上の都市の平均値は38.4万円で、レンジは14.2万円(安城市)から80.6万円(釧路市)であった。

4) 町村

人口0.5万人未満の町村の住民一人当たり負債額の平均値は165.1万円で、レンジは3.6万円(新潟県刈羽村)から681.7万円(鹿児島県三島村)であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は96.1万円で、レンジは10.9万円(山梨県忍野村)から270.4万円(宮城県女川町)であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は67.5万円で、レンジは8.5万円(三重県川越町)から180.0万円(島根県奥出雲町, 新潟県阿賀町)であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は61.5万円で、レンジは11.5万円(徳島県松茂町)から124.4万円(高知県四万十町)であった。人口2万人以上の町村の平均値は41.9万円で、レンジは13.8万円(静岡県長泉町)から114.5万円(愛媛県愛南町)であった。住民一人当たり負債額は、同一人口区分において町村間のバラツキは相対的に大きい傾向がある。

「住民一人当たり基礎的財政収支(プライマリーバランス)」

図表8には、道府県、都市及び町村の住民一人当たり基礎的財政収支の分布を示している。0-4万円の範囲に道府県は77%が分布している。一方、都市と町村は同範囲に58%と37%しかそれぞれ分布していないが、プラスの領域に相対的に多く分布している。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の住民一人当たり基礎的財政収支の平均値は0.8万円で、レンジは-1.1万円(宮城県)から3.7万円(徳島県)であった。基礎的財政収支は9道府県(宮城県, 栃木県, 岐阜県, 三重県, 京都府, 兵庫県, 和歌山県, 福岡県, 長崎県)で赤字であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の住民一人当たり基礎的財政収支の平均値は1.0万円で、レンジは-2.2万円(熊本市)から7.4万円(大阪市)であった。基礎的財政収支は20都市のうち、25%にあたる5自治体(札幌市, 新潟市, 京都市, 堺市, 熊本市)で赤字であった。中核市の平均値は0.5万円で、レンジは-3.6万円(八戸市)から5.6万円(豊田市)であった。基礎的財政収支は47都市のうち、34.0%にあたる16自治体(八戸市, 秋田市, 郡山市, いわき市, 前橋市, 高崎市, 川越市, 船橋市, 横須賀市, 長野市, 大津市, 豊中市, 高槻市, 東大阪市, 高松市, 松山市)で赤字であった。特例市の平均値は0.3万円で、レンジは-2.4万円(水戸市)から2.9万円(松江市)であった。基礎的財政収支は34都市のうち、50.0%にあたる17自治体(水戸市, 伊勢崎市, 所沢市, 春日部市, 草加市, 茅ヶ崎市, 厚木市, 長岡市, 上越市, 甲府市, 一宮市, 春日井市, 吹田市, 明石市, 加古川市, 鳥取市, 佐賀市)で赤字であった。

3) 一般市

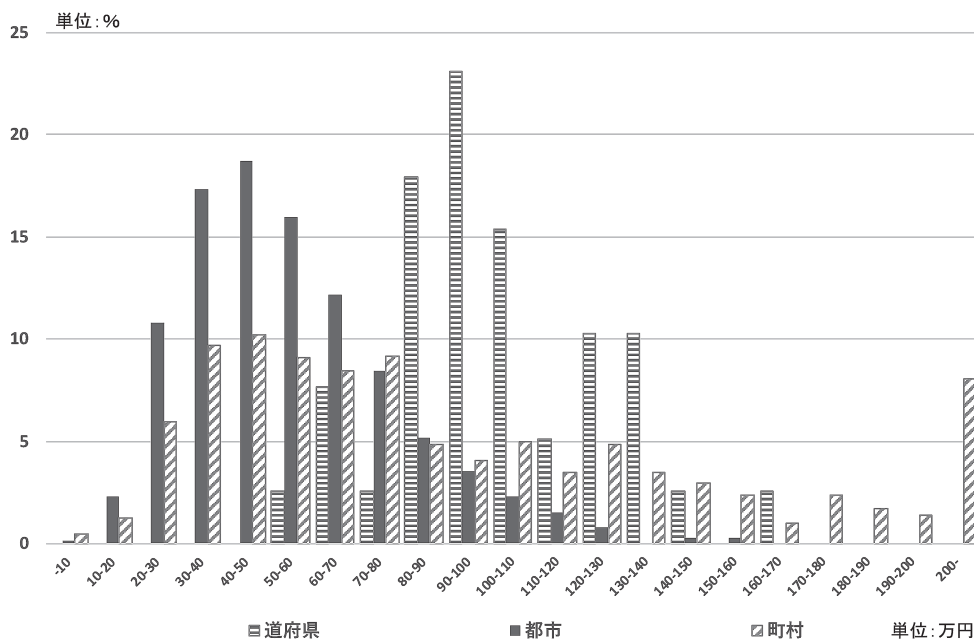
人口5万人未満の都市の住民一人当たり基礎的財政収支の平均値は1.1万円で、レンジは-71.8万円(釜石市)から27.4万円(陸前高田市)であった。240都市のうち30.8%にあたる74都市で基礎的財政収支が赤字であった。人口5-10万人の都市の平均値は0.4万円で、レンジは-21.9万円(塩竈市)から7.8万円(伊那市)であった。245都市のうち35.5%にあたる87都市で基礎的財政収支が赤字であった。人口10-15万人の都市の平均値は0.4万円で、レンジは-20.4万円(石巻市)から4.7万円(延岡市)であった。94都市のうち33.0%にあたる31都市で基礎的財政収支が赤字であった。人口15万人以上の都市の平均値は0.2万円で、レンジは-10.0万円(浦安市)から4.6万円(出雲市)であった。51都市のうち31.4%にあたる16都市で基礎的財政収支が赤字であった。

4) 町村

人口0.5万人未満の町村の住民一人当たり基礎的財政収支の平均値は1.8万円で、レンジは-104.7万円(高知県大川村)から99.3万円(福島県大熊町)であった。基礎的財政収支赤字は232町村のうち、35.3%にあたる82町村であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は1.0万円で、レンジは-51.9万円(宮城県女川町)から28.2万円(大阪府田尻町)であった。200町村のうち39.0%にあたる78町村で基礎的財政収支が赤字であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は0.6万円で、レンジは-74.6万円(宮城県山元町)から19.8万円(宮崎県都農町)であった。129町村のうち29.5%にあたる38町村で基礎的財政収支が赤字であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は0.5万円で、レンジは-65.9万円(岩手県山田町)から10.4万円(長崎県新上五島町)であった。104町村のうち36.5%にあたる38町村で基礎的財政収支が赤字であった。人口2万人以上の町村の平均値は0.3万円で、レンジは-16.2万円(熊本県益城町)から19.7万円(宮城県大和町)であった。139町村のうち45.3%にあたる63町村が基礎的財政収支赤字であった。

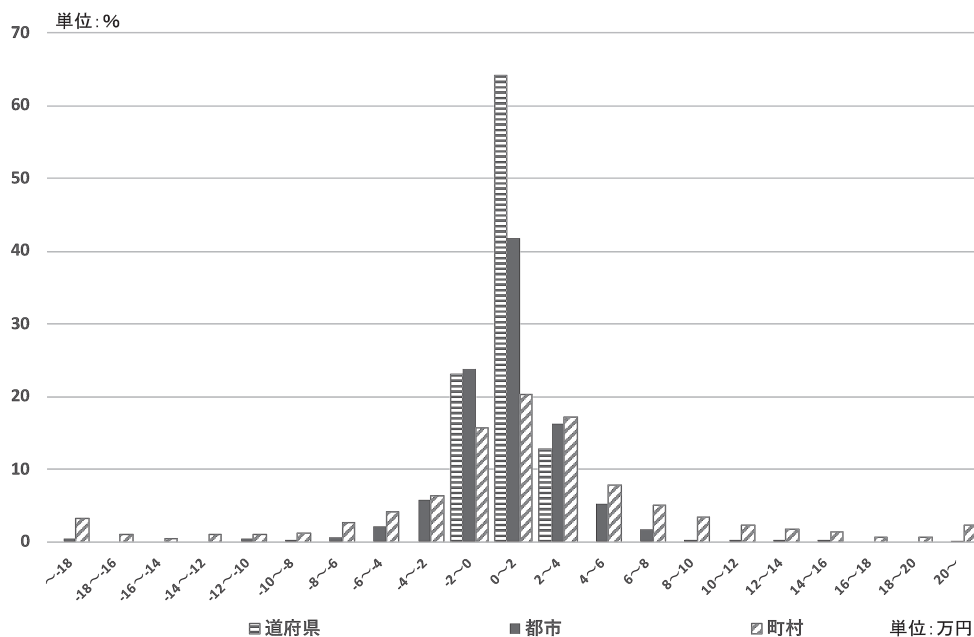
ただし、基礎的財政収支赤字は臨時財政対策債等を除いていることや単年度の結果であることから、財政の持続可能性の判断には留意が必要である。

図表7 住民一人当たり負債額の分布



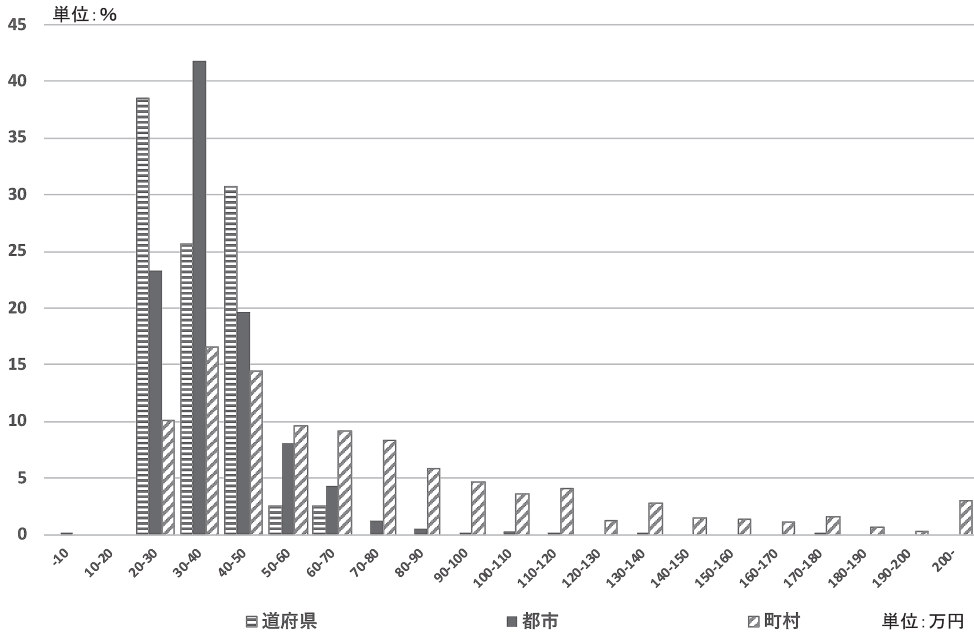
注：道府県：N=39, 都市：N=731, 町村：N=804。総務省(2018a)より作成。

図表8 住民一人当たり基礎的財政収支の分布



注：道府県：N=39, 都市：N=731, 町村：N=804。総務省(2018a)より作成。

図表9 住民一人当たり行政コストの分布



注: 道府県: N=39, 都市: N=731, 町村: N=804。総務省(2018a)より作成。

(4) 行政コストの状況

図表9には、道府県、都市及び町村の住民一人当たり行政コストの分布を示している。道府県と都市は、20-50万円の範囲にそれぞれ95%と85%が分布しているのに対して、町村は同範囲に40%程度が分布し、100万円超にも20%程度が分布している。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

「住民一人当たり行政コスト」

1) 道府県

39道府県の住民一人当たり行政コストの平均値は35.8万円で、レンジは20.2万円(千葉県)から63.5万円(福島県)であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の住民一人当たり行政コストの平均値は34.8万円で、レンジは28.5万円(さいたま市)から43.1万円(大阪市)であった。中核市の平均値は32.3万円で、レンジは23.1万円(柏市)から42.3万円(函館市)であった。特例市の住民平均値は29.8万円で、レンジは24.1万円(茅ヶ崎市)から40.4万円(松江市)であった。

3) 一般市

人口が5万人未満の都市の住民一人当たり行政コストの平均値は49.8万円で、レンジは25.2万円(岩倉市)から177.2万円(陸前高田市)であった。人口5-10万人の都市の平均値は35.6万円で、

レンジは2.4万円（小郡市）から83.8万円（宮古市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は32.9万円で、レンジは23.9万円（春日市）から62.4万円（石巻市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は31.1万円で、レンジは23.2万円（八千代市）から63.4万円（福島市）であった。

4) 町村

人口0.5万人未満の町村の住民一人当たり行政コストの平均値は129.1万円で、レンジは43.3万円（山梨県西桂町）から894.0万円（鹿児島県十島村）であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は72.6万円で、レンジは33.4万円（埼玉県横瀬町）から484.8万円（宮城県女川町）であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は53.3万円で、レンジは27.0万円（群馬県榛東村）から171.7万円（宮城県山元町）であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は45.8万円で、レンジは27.0万円（香川県宇多津町）から117.0万円（北海道別海町）であった。人口2万人以上の町村の平均値は33.4万円で、レンジは22.2万円（愛知県蟹江町）から80.0万円（熊本県益城町）であった。

住民一人当たり行政コストも他の指標と同じように、同一人口区分においても町村間のバラツキは相対的に大きい傾向がある。

(5) 受益者負担の状況

「受益者負担比率」

図表10には、道府県、都市及び町村の受益者負担比率の分布を示している。道府県は、3-5%の範囲に75%が分布し、都市と町村はそれぞれ50%と40%程度が分布している。相対的に受益者負担割合は道府県が低いといえる。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の受益者負担比率の平均値は4.3%で、レンジは2.4%（北海道）から7.9%（高知県）であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の受益者負担比率の平均値は6.6%で、レンジは3.9%（堺市）から11.9%（大阪市）であった。中核市の平均値は5.1%で、レンジは2.7%（東大阪市）から9.0%（秋田市）であった。特例市の平均値は5.1%で、レンジは2.8%（八尾市）から8.9%（春日井市）であった。

3) 一般市

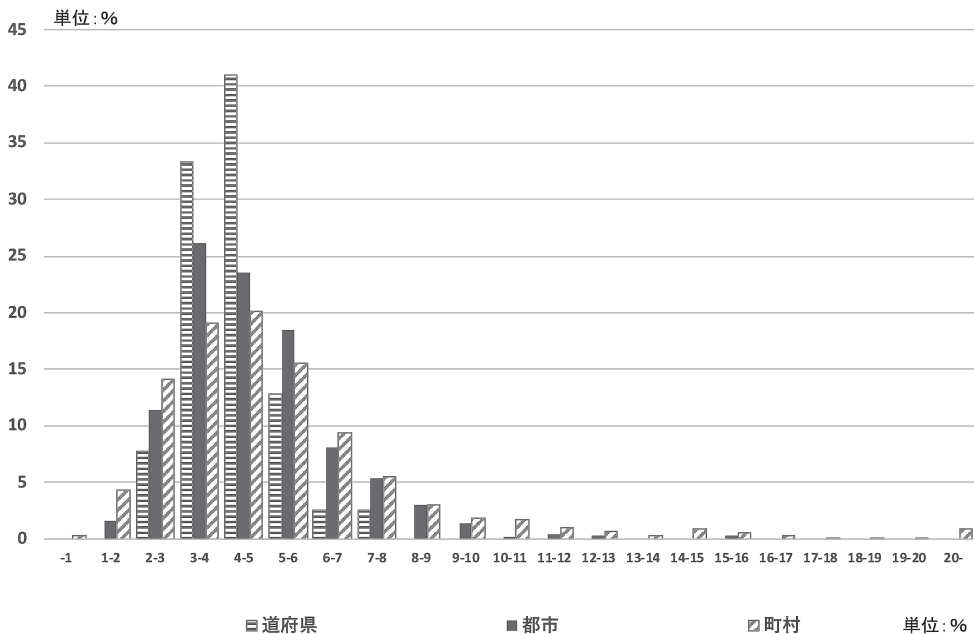
人口5万人未満の都市の受益者負担比率の平均値は4.8%で、レンジは1.3%（二戸市）から16.0%（竹原市）であった。人口5-10万人の都市の平均値は4.6%で、レンジは1.7%（白岡市）から15.8%（摂津市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は4.8%で、レンジは2.4%（松原市）から9.7%（大牟田市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は4.8%で、レンジは1.7%（小山市）から10.0%（市原市）であった。

4) 町村

人口0.5万人未満の町村の受益者負担比率の平均値は6.0%で、レンジは1.3%（群馬県片品村）

から25.8%（東京都御蔵島村）であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は5.4%で、レンジは0.0%（高知県仁淀川町）から38.9%（沖縄県宜野座村）であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は5.3%で、レンジは0.9%（青森県階上町）から33.8%（沖縄県恩納村）であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は4.6%で、レンジは1.4%（秋田県羽後町）から16.5%（東京都日の出町）であった。人口2万人以上の町村の平均値は4.9%で、レンジは1.0%（栃木県野木町）から19.8%（群馬県玉村町）であった。受益者負担比率も他の指標と同じように、同一人口区分においても町村間のバラツキは相対的に大きい傾向がある。

図表10 受益者負担比率



注：道府県：N=39，都市：N=731，町村：N=804。総務省（2018a）より作成。

(6) 弾力性

「行政コスト対税収等比率」

図表11には、道府県、都市及び町村の行政コスト対税収等比率の分布を示している。道府県は110-130%の範囲に74%が分布し、都市は120-150%の範囲に76%、町村は110-140%の範囲に78%が分布している。税収等に対する経常行政コストの割合の平均値はすべて100%を超えているが、相対的に都市や町村のほうが高く、資産形成の余裕度が低い自治体が多いといえる。道府県、政令市・中核市・特例市、一般市、町村別に詳細にみると以下の通りである。

1) 道府県

39道府県の行政コスト対税収等比率の平均値は126.4%で、レンジは107.1%（香川県）から196.3%（福島県）であった。

2) 政令指定都市・中核市・特例市

政令市の行政コスト対税収等比率の平均値は145.1%で、レンジは124.1%（さいたま市）から168.5%（堺市）であった。中核市の平均値は145.3%で、レンジは114.5%（豊田市）から176.1%（那覇市）であった。特例市の平均値は139.1%で、レンジは121.9%（四日市市）から156.5%（八尾市）であった。

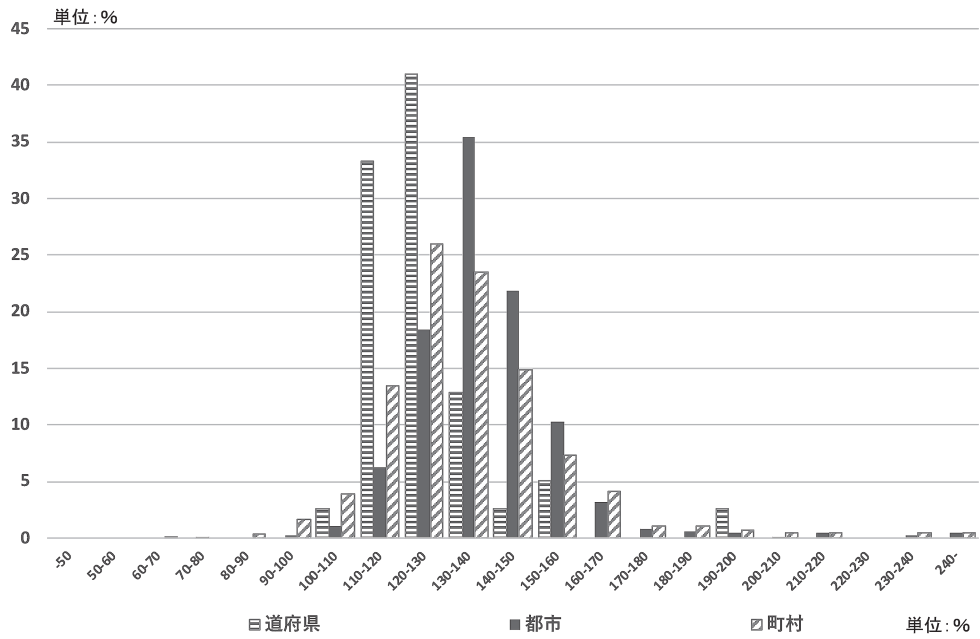
3) 一般市

人口5万人未満の都市の行政コスト対税収等比率の平均値は137.4%で、レンジは70.6%（陸前高田市）から295.5%（東松島市）であった。人口5-10万人の都市平均値は137.6%で、レンジは98.8%（愛知県みよし市）から238.3%（むつ市）であった。人口10-15万人の都市の平均値は140.0%で、レンジは111.9%（半田市）から219.0%（飯田市）であった。人口15万人以上の都市の平均値は138.4%で、レンジは120.7%（安城市）から173.7%（ひたちなか市）であった。一般市の平均値は130%台後半から140%であり、都市間のバラツキは小さい。

4) 町村

人口0.5万人未満の町村の行政コスト対税収等比率の平均値は136.1%で、レンジは89.4%（北海道上ノ国町）から355.9%（鹿児島県十島村）であった。人口0.5-1万人の町村の平均値は134.4%で、レンジは63.0%（大阪府田尻町）から232.5%（熊本県嘉島町）であった。人口1-1.5万人の町村の平均値は135.3%で、レンジは97.4%（宮崎県都農町）から230.7%（宮城県山元町）であった。人口1.5-2万人の町村の平均値は134.0%で、レンジは95.5%（長野県軽井沢町）から209.7%（熊本県御船町）であった。人口2万人以上の町村の平均値は134.6%で、レンジは83.8%（秋田県美郷町）から259.7%（熊本県益城町）であった。町村の平均値は130%台で、町村間のバラツキは小さい。

図表11 行政コスト対税収等比率の分布



注：道府県：N = 39, 都市：N = 731, 町村：N = 804。総務省 (2018a) より作成。

図表12 財務分析指標の記述統計量：道府県，政令市・中核市・特例市

	区分	N	平均	標準偏差	最小値	最大値	
(1) 住民一人当たり資産額(万円)	道府県	39	145.8	55.2	65.4	254.5	
	政令市	20	217.0	101.5	112.6	581.7	
	中核市	47	149.6	37.9	91.3	250.0	
	特例市	34	139.3	36.4	85.4	225.0	
資産 の 状 況	歳入額対資産比率(年)	道府県	39	2.7	0.7	1.6	4.3
		政令市	20	4.3	1.5	2.2	7.8
		中核市	47	3.7	1.0	2.0	7.2
		特例市	34	3.8	1.0	2.4	6.9
有形固定資産減価償却率(%)	道府県	39	55.1	8.5	35.4	74.5	
	政令市	20	61.5	4.8	53.0	68.3	
	中核市	47	59.7	7.3	41.4	78.6	
	特例市	34	57.9	6.7	45.0	72.0	
(2) 純資産比率(%)	道府県	39	24.2	18.8	2.5	65.7	
	政令市	20	59.9	13.6	36.8	83.4	
	中核市	47	68.4	11.3	42.4	91.2	
	特例市	34	71.4	9.2	52.5	88.1	
世 代 間 公 平 性	将来世代負担比率(%)	道府県	39	48.1	15.0	12.8	71.9
		政令市	20	28.7	12.7	8.1	54.2
		中核市	47	18.3	8.6	3.7	36.3
		特例市	34	14.5	5.9	4.5	24.7
(3) 住民一人当たり負債額(万円)	道府県	39	102.2	23.9	56.0	164.6	
	政令市	20	79.7	24.7	39.9	124.0	
	中核市	47	44.8	13.6	17.7	68.5	
	特例市	34	38.3	12.2	20.3	70.1	
負 債 の 状 況	一人当たり基礎的財政収支(万円)	道府県	39	0.8	1.1	-1.1	3.7
		政令市	20	1.0	2.1	-2.2	7.4
		中核市	47	0.5	1.6	-3.6	5.6
		特例市	34	0.3	1.1	-2.4	2.9
(4) 住民一人当たり行政コスト(万円)	道府県	39	35.8	8.9	20.2	63.5	
	政令市	20	34.8	4.1	28.5	43.1	
	中核市	47	32.3	4.3	23.1	42.3	
	特例市	34	29.8	4.3	24.1	40.4	
(5) 受益者負担比率(%)	道府県	39	4.3	1.0	2.4	7.9	
	政令市	20	6.6	2.2	3.9	11.9	
	中核市	47	5.1	1.4	2.7	9.0	
	特例市	34	5.1	1.5	2.8	8.9	
(6) 行政コスト対税収等比率(%)	道府県	39	126.4	14.9	107.1	196.3	
	政令市	20	145.1	13.1	124.1	168.5	
	中核市	47	145.3	11.0	114.5	176.1	
	特例市	34	139.1	8.2	121.9	156.5	

注：総務省(2018a)より作成。

図表13 財務分析指標の記述統計量：一般市

	人口区分	N	平均	標準偏差	最小値	最大値	
(1) 住民一人当たり資産額(万円)	-5万人	240	251.3	146.9	72.1	1,375.0	
	5-10万人	245	175.1	83.8	47.5	622.7	
	10-15万人	94	151.2	60.1	50.5	396.7	
	15万人-	51	159.1	61.8	79.3	372.3	
資産 の 状 況	歳入額対資産比率(年)	-5万人	240	4.1	2.0	1.4	23.2
		5-10万人	245	3.9	1.3	1.5	9.7
		10-15万人	94	3.7	1.3	1.4	7.9
		15万人-	51	4.3	1.8	2.2	10.1
有形固定資産減価償却率(%)	-5万人	240	58.4	9.1	24.0	89.7	
	5-10万人	245	58.1	7.4	33.0	81.5	
	10-15万人	94	58.8	7.3	31.7	81.6	
	15万人-	51	56.7	8.2	31.8	73.8	
(2) 純資産比率(%)	-5万人	240	67.5	12.1	23.8	95.8	
	5-10万人	245	69.5	11.5	22.0	95.6	
	10-15万人	94	68.8	12.8	36.9	97.1	
	15万人-	51	72.3	14.2	41.9	94.5	
世 代 間 公 平 性	将来世代負担比率(%)	-5万人	240	20.7	9.3	1.9	59.3
		5-10万人	245	16.7	8.9	1.1	64.6
		10-15万人	94	16.8	8.7	1.1	47.9
		15万人-	51	14.1	9.0	3.4	40.4
(3) 住民一人当たり負債額(万円)	-5万人	240	70.7	24.0	12.7	160.0	
	5-10万人	245	48.8	19.1	14.7	121.6	
	10-15万人	94	42.9	16.8	9.8	91.1	
	15万人-	51	38.4	15.1	14.2	80.6	
負 債 の 状 況	一人当たり基礎的財政収支(万円)	-5万人	240	1.1	6.3	-71.8	27.4
		5-10万人	245	0.4	2.8	-21.9	7.8
		10-15万人	94	0.4	2.8	-20.4	4.7
		15万人-	51	0.2	2.0	-10.0	4.6
(4) 住民一人当たり行政コスト(万円)	-5万人	240	49.8	17.0	25.2	177.2	
	5-10万人	245	35.6	9.3	2.4	83.8	
	10-15万人	94	32.9	6.4	23.9	62.4	
	15万人-	51	31.1	6.7	23.2	63.4	
(5) 受益者負担比率(%)	-5万人	240	4.8	2.0	1.3	16.0	
	5-10万人	245	4.6	1.8	1.7	15.8	
	10-15万人	94	4.8	1.6	2.4	9.7	
	15万人-	51	4.8	1.6	1.7	10.0	
(6) 行政コスト対税収等比率(%)	-5万人	240	137.4	23.1	70.6	295.5	
	5-10万人	245	137.6	17.0	98.8	238.3	
	10-15万人	94	140.0	14.6	111.9	219.0	
	15万人-	51	138.4	10.5	120.7	173.7	

注：総務省(2018a)より作成。

図表14 財務分析指標の記述統計量：町村

	人口区分	N	平均	標準偏差	最小値	最大値	
(1) 住民一人当たり資産額(万円)	-0.5万人	232	906.4	877.4	147.5	9,434.6	
	0.5-1万人	200	416.5	287.9	93.4	2,023.9	
	1-1.5万人	129	287.9	245.6	76.4	2,425.3	
	1.5-2万人	104	233.2	127.6	74.9	863.1	
	2万人-	139	163.8	80.9	53.0	640.9	
資産 の 状 況	歳入額対資産比率(年)	-0.5万人	232	5.1	2.4	1.4	19.5
		0.5-1万人	200	4.5	2.1	1.0	14.0
		1-1.5万人	129	4.3	2.7	1.6	29.2
		1.5-2万人	104	4.1	1.3	1.6	11.1
		2万人-	139	3.9	1.4	0.9	11.4
	有形固定資産減価償却率(%)	-0.5万人	232	57.7	8.9	26.6	86.0
		0.5-1万人	200	59.0	9.4	25.0	87.4
		1-1.5万人	129	59.2	9.2	34.5	82.9
		1.5-2万人	104	58.9	8.0	34.0	89.0
		2万人-	139	57.9	8.8	41.2	84.5
(2) 純資産比率(%)	-0.5万人	232	76.7	11.9	41.2	99.6	
	0.5-1万人	200	73.0	11.4	41.2	98.3	
	1-1.5万人	129	71.9	12.3	23.8	97.8	
	1.5-2万人	104	70.2	12.9	19.9	95.0	
	2万人-	139	72.1	10.9	37.8	94.4	
世 代 間 公 平 性	将来世代負担比率(%)	-0.5万人	232	16.4	10.3	0.0	55.1
		0.5-1万人	200	16.9	9.9	0.1	55.7
		1-1.5万人	129	16.2	10.8	1.5	80.8
		1.5-2万人	104	16.9	10.7	2.2	73.1
		2万人-	139	14.0	8.6	0.8	44.2
(3) 住民一人当たり負債額(万円)	-0.5万人	232	165.1	99.5	3.6	681.7	
	0.5-1万人	200	96.1	45.5	10.9	270.4	
	1-1.5万人	129	67.5	31.7	8.5	180.0	
	1.5-2万人	104	61.5	24.1	11.5	124.4	
	2万人-	139	41.9	18.3	13.8	114.5	
負 債 の 状 況	1人当たり基礎的財政収支(万円)	-0.5万人	232	1.8	17.4	-104.7	99.3
		0.5-1万人	200	1.0	7.4	-51.9	28.2
		1-1.5万人	129	0.6	9.0	-74.6	19.8
		1.5-2万人	104	0.5	7.5	-65.9	10.4
		2万人-	139	0.3	3.5	-16.2	19.7
(4) 住民一人当たり行政コスト(万円)	-0.5万人	232	129.1	83.3	43.3	894.0	
	0.5-1万人	200	72.6	38.9	33.4	484.8	
	1-1.5万人	129	53.3	21.9	27.0	171.7	
	1.5-2万人	104	45.8	15.0	27.0	117.0	
	2万人-	139	33.4	9.6	22.2	80.0	
(5) 受益者負担比率(%)	-0.5万人	232	6.0	3.5	1.3	25.8	
	0.5-1万人	200	5.4	4.0	0.0	38.9	
	1-1.5万人	129	5.3	4.3	0.9	33.8	
	1.5-2万人	104	4.6	2.2	1.4	16.5	
	2万人-	139	4.9	2.7	1.0	19.8	
(6) 行政コスト対税収等比率(%)	-0.5万人	232	136.1	29.7	89.4	355.9	
	0.5-1万人	200	134.4	21.4	63.0	232.5	
	1-1.5万人	129	135.3	20.4	97.4	230.7	
	1.5-2万人	104	134.0	17.5	95.5	209.7	
	2万人-	139	134.6	19.1	83.8	259.7	

注：総務省(2018a)より作成。

3-2. 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係

「地方公会計マニュアル」では、財政分析指標を用いた分析例として、横軸に資産の経年化の状況等を表す有形固定資産減価償却率、縦軸に地方財政健全化法に基づく将来負担比率を組み合わせて分析することが有用としている。これは、将来負担比率の低下と有形固定資産減価償却率の上昇が共に起こっている場合には老朽化対策が先送りされている可能性を確認するためである。

総務省(2009)と総務省(2018b)によれば、健全化判断比率のなかでも将来負担比率の改善は著しく、都道府県平均で2008年度の219.3%から17年度には173.1%へ46.2%ポイント、市区町村平均で2008年度の110.3%から17年度には33.7%へ76.6%ポイント改善した。さらに、将来負担比率がゼロ以下になった市区町村は2008年度の230自治体(12.8%)から17年度には676自治体(38.8%)に増加している。鷲見(2018)によれば、将来負担比率がゼロ以下になった市区町村は、健全化法施行当初は大都市圏の都府県に分布し、財政力が豊かな自治体に集中していたが、近年では財政力に関係なく全国に分布が拡大した。将来負担比率の顕著な改善について、石川(2016)は地方財政健全化法施行後に繰上償還や減債基金・財政調整基金の積み増しが積極的に行われただけでなく、財政健全化のために20年ほど前から地方債の発行抑制が続けられてきたことが要因であること、そして20年以上にわたって公共投資が抑制されてきた結果として、社会資本の老朽化が進んでいる可能性を指摘している。

以下では、2016年度のみであるが、将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係を明らかにする。有形固定資産減価償却率が70%超の自治体を抽出し、将来負担比率の水準で区分したものが図表15である。さらに、図表16から図表19には将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係を示しており、また各指標の平均値を実線で示している。

図表15 有形固定資産減価償却率が70%以上の自治体の将来負担比率の分布

	道府県	政令・中核・ 特例市	一般市	町村
将来負担比率				
0以下	0 (0.0)	1 (1.0)	6 (1.0)	22 (2.7)
0-50%	0 (0.0)	3 (3.0)	14 (2.2)	22 (2.7)
50-100%	0 (0.0)	1 (1.0)	13 (2.1)	15 (1.9)
100-200%	2 (5.1)	0 (0.0)	10 (1.6)	10 (1.2)
200%-	1 (2.6)	0 (0.0)	1 (0.2)	1 (0.1)
平均以上	1 (2.6)	2 (2.0)	25 (4.0)	31 (3.9)
平均未満	2 (5.1)	3 (3.0)	19 (3.0)	39 (4.9)
対象団体計	3 (7.7)	5 (5.0)	44 (7.0)	70 (8.7)
地方自治体計	39 (100)	101 (100)	630 (100)	804 (100)

注：総務省(2018a)、「市町村別決算状況調」より作成。()内は割合%。

図表15によれば、39道府県のうち、3府県(7.7%)で有形固定資産減価償却率が70%を超えており、将来負担比率の平均値(190.5%)以上は京都府のみである(図表16参照)。政令市・中核市・特例市(101市)では、5市(5.0%)が70%を超えており、将来負担比率が平均値(58.4%)

以上は川越市と越谷市の2市である。一方、平均値を下回ったのは3市であり、そのうち将来負担比率がゼロは枚方市である（図表17参照）。これらの都市では将来負担の削減を優先したために有形固定資産の老朽化が起きている可能性がある。

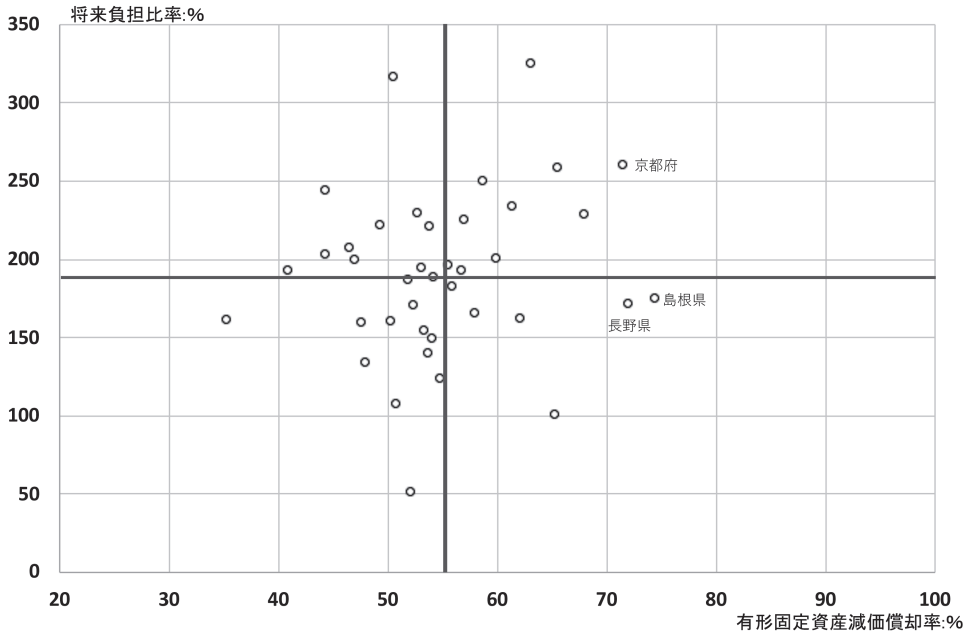
一般市のうち、44市（7.0%）で有形固定資産減価償却率が70%を超えており、そのうち25市で将来負担比率が平均値（58.5%）以上である。平均値を下回ったのは19市であり、そのうち6市（1.0%）は将来負担比率がゼロである。図表18には80%を超えた都市名を示している。淡路市は有形固定資産減価償却率と将来負担比率がそれぞれ89.7%と200.1%で有形固定資産の著しい老朽化と高将来負担が同時に起きている。他方、南九州市は有形固定資産減価償却率と将来負担比率がそれぞれ84.1%と24.0%であり、将来負担の削減のために有形固定資産の老朽化が起きている可能性がある⁶。

町村のうち、70町村（8.7%）で有形固定資産減価償却率が70%を超えており、そのうち31町村で将来負担比率が平均値（58.4%）以上である。平均値を下回ったのは39町村であり、そのうち22町村（2.7%）は将来負担比率がゼロである。図表19には80%を超えた町村名を示している。富山県立山町は有形固定資産減価償却率と将来負担比率がそれぞれ80.4%と154.4%で有形固定資産の著しい老朽化と相対的に高い将来負担が同時に起きている。他方、青森県七戸町は有形固定資産減価償却率と将来負担比率がそれぞれ89.0%と12.5%であり、将来負担の削減のために有形固定資産の老朽化が起きている可能性がある⁷。

⁶ 図表18より南さつま市は有形固定資産減価償却率と将来負担比率がそれぞれ89.5%と0.0%であり、有形固定資産の老朽化が起きているが、同市の「平成29年度財政状況資料集」によれば、2016年度は耐用年数を誤ったために過大に償却がなされた旨が記載され、2017年度の数値は55.3%とされている。ただし、2016年度の数値は85.6%と記載されている。

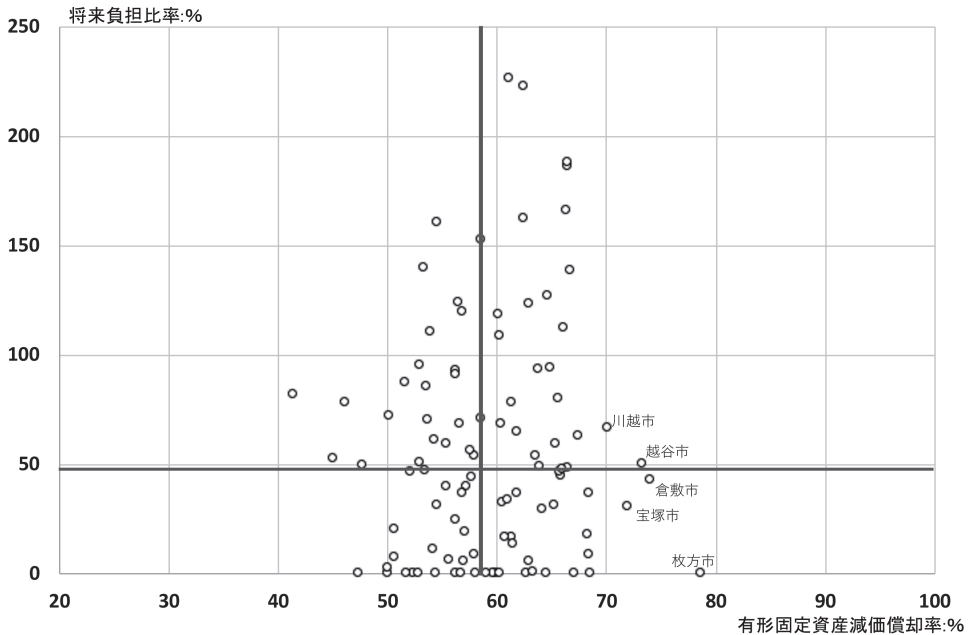
⁷ 図表19より高知県北川村は有形固定資産減価償却率と将来負担比率がそれぞれ86.0%と0.0%であり、有形固定資産の老朽化が起きているが、高知県ウェブサイトに掲載されている同村の「平成29年度財政状況資料集」によれば、2016年度の数値は42.6%と記載されている。

図表16 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係：39道府県



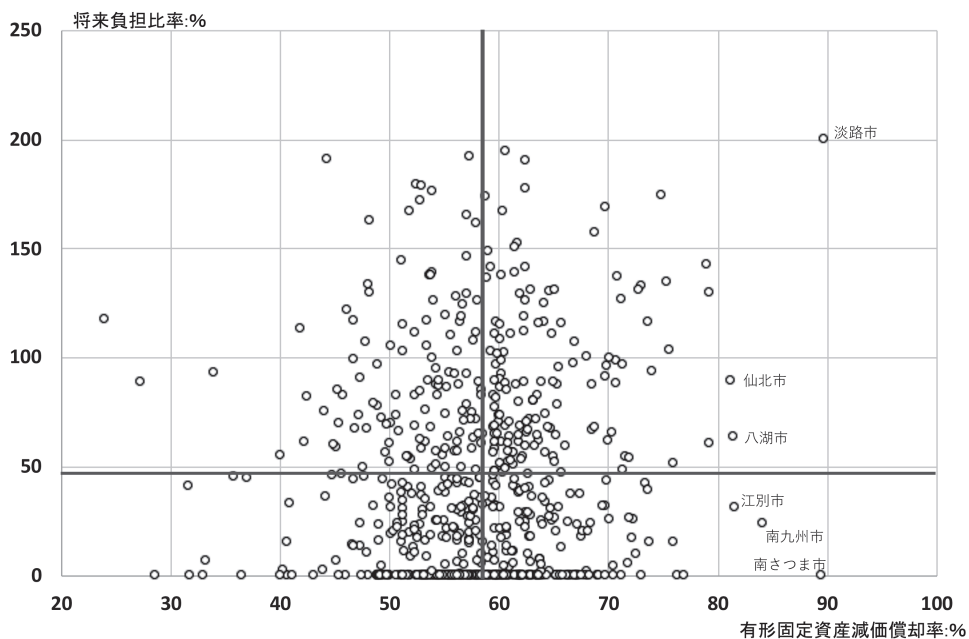
注：総務省（2018a）, 「市町村別決算状況調」より作成。図中の太実線は各指標の平均値を示す。

図表17 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係：政令市・中核市・特例市



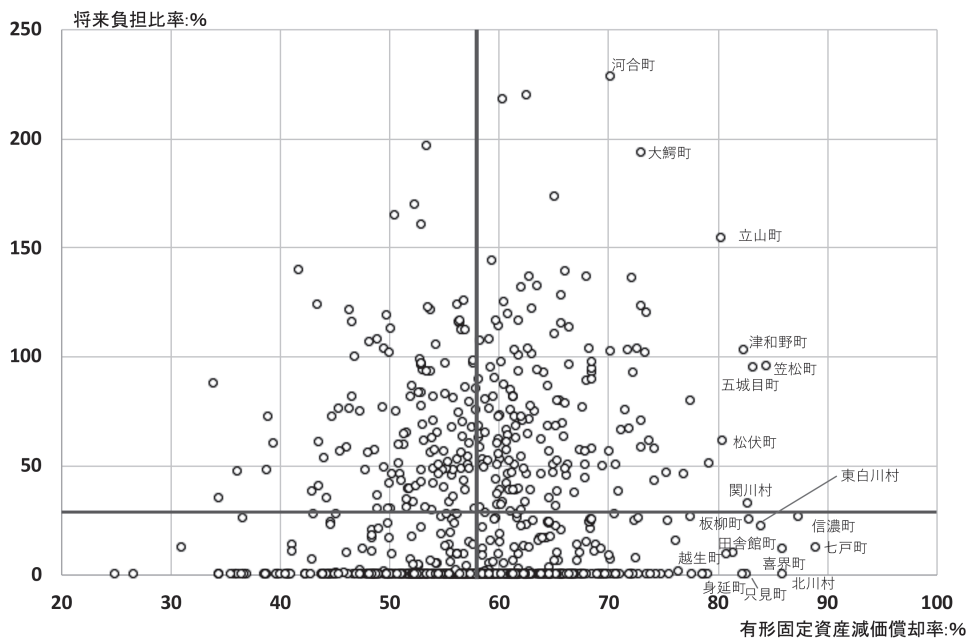
注：総務省（2018a）, 「市町村別決算状況調」より作成。図中の太実線は各指標の平均値を示す。

図表18 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係：一般市



注：総務省 (2018a), 「市町村別決算状況調」より作成。図中の太実線は各指標の平均値を示す。

図表19 将来負担比率と有形固定資産減価償却率の関係：町村



注：総務省 (2018a), 「市町村別決算状況調」より作成。図中の太実線は各指標の平均値を示す。

4. おわりに

本稿では、総務省が2019年3月末に公表した「平成28年度統一的な基準による財務書類に関する情報」を用いて、2016年度における各財務分析指標が示す地方財政状況を明らかにした。さらに、2016年度のみであるが、有形固定資産減価償却率と将来負担比率を組み合わせた結果、有形固定資産減価償却率が70%超の自治体は、道府県と市町村でそれぞれ8%弱程度存在し、そのなかで将来負担比率が平均未満にある自治体は、道府県では5.1%、都市では3.0%、町村では4.9%存在し、さらに都市の1.0%、町村の2.7%が将来負担比率がゼロであった。これらの結果は、実質的な将来負担が相対的に小さいか、存在しないにも関わらず、有形固定資産の老朽化対策を先送りしている自治体が存在する可能性を示唆している。

しかしながら、総務省によって公表された地方公会計情報のデータベースは2016年度のみであり、一部未公表であることも含めて、本稿の分析は不完全なものと言わざるをえない。したがって時系列での分析は2017年度以降のデータベースの整備を待たなければならない。

さらに、有形固定資産減価償却率については、総務省の公表資料が信憑性を欠いていることが明らかになった。本稿の分析過程で不備や財政状況資料集等との違いが少なくとも11市町村（5市4町2村：高知市、柏原市、庄原市、南さつま市、西之表市、北海道余市町、北海道厚岸町、福島県広野町、宮崎県美郷町、高知県北川村、大阪府千早赤阪村）で確認された。さらにこれら以外にも財務分析指標の算出方法が異なるため、誤った数値が掲載されている自治体があると推察される。地方公会計情報が財政分析に活用されるためには、総務省と自治体担当者には公会計と財務分析指標の算出方法に関する正確な理解、データベースの改善が早急に求められる。

参考文献

石川達哉 (2016) 「財政健全化と社会資本の老朽化－資産老朽化比率によって問われる真の地方財政健全化」『基礎研レター』, ニッセイ基礎研究所.

(https://www.nli-research.co.jp/files/topics/53011_ext_18_0.pdf?site=nli: 2020年1月10日)

鷺見英司 (2018) 「地方自治体の将来負担と効率性に関する実証分析」『日本地方財政学会研究叢書』第25号, pp.29-55.

総務省 (2009) 「平成20年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」

総務省 (2015a) 「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」(平成27年1月23日付け総務大臣通知総財務第14号)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000334402.pdf: 2020年1月10日)

総務省 (2015b) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル(平成27年1月23日)」

(https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikai/standard_manual.html: 2020年1月10日)

総務省 (2018a) 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査」(平成30年3月31日時点)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000565823.pdf: 2020年1月10日)

総務省 (2018b) 「平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率の概要(確報)」

(https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01zaisei07_02000239.html: 2020年1月10日)

総務省 (2019a) 「平成28年度 統一的な基準による財務書類に関する情報(平成31年3月29日)」

(https://www.soumu.go.jp/iken/kokaikai/H28_chihou_zaimusyorui.html: 2020年1月10日)

総務省 (2019b) 「統一的な基準による財務書類の整備状況等調査」(平成31年3月31日時点)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000624867.pdf: 2020年1月10日)

総務省 (2019c) 「統一的な基準による地方公会計マニュアル(令和元年8月改訂)」

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000641075.pdf: 2020年1月10日)

[自治体の財政情報]

淡路市「平成29年度財政状況資料集」

(<https://www.city.awaji.lg.jp/soshiki/zaisei/24988.html>: 2020年1月10日)

高知県「市町村財政状況資料集(平成29年度)」

(<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/111701/h29zaiseisiryo.html>: 2020年1月10日)

高知市「平成28年度高知市財務書類」

(https://www.city.kochi.kochi.jp/uploaded/life/115897_347278_misc.pdf: 2020年1月10日)

南さつま市「平成29年度財政状況資料集」

(<http://www.city.minamisatsuma.lg.jp/shisei/zaisei/shiryoshu/e015555.html>: 2020年1月10日)